

2018歯科診療報酬改定の個別項目(抜粋)

2月7日、中医協は4月改定にむけて「個別項目」をまとめた。歯科関連の項目の抜粋から一部を改定して掲載する。

外来診療における院内感染防止対策の推進

現行	改定案
【初診料】1 歯科初診料 234点	【初診料】1 歯科初診料 237点
【再診料】1 歯科再診料 45点	【再診料】1 歯科再診料 48点
※初診料の注1届出の有無にかかわらず2018年9月30日まで改定前の点数を算定する	初診料の注1 末届医療機関 1 歯科初診料 226点 1 歯科再診料 41点 ※上記は2018年10月1日から算定

【初診料の注1に規定する施設基準(抜粋)】

⑤ 院内感染防止対策に関する研修を定期的に受講していること。

[経過措置]

⑤については平成31年3月31日までは要件を満たしているものとして取り扱う。

現行	改定案
【歯科外来診療環境体制加算】 [名称] 25点	【歯科外来診療環境体制加算1】 (名称変更) 23点
【再診時歯科外来診療環境体制加算】 [名称] 5点	【再診時歯科外来診療環境体制加算1】 (名称変更) 3点
※上記は2018年9月30日まで算定	※上記は2018年10月1日から算定

かかりつけ歯科医の機能の評価

【かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所】

[施設基準(抜粋)]

(1) 過去1年間に、歯周病安定期治療(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)及びフッ化物歯面塗布処置若しくはエナメル質初期う蝕管理加算の算定回数の実績がそれぞれ30回以上(歯周病安定期治療(Ⅰ)又は歯周病安定期治療(Ⅱ)の合計)及び10回以上(フッ化物歯面塗布処置又はエナメル質初期う蝕管理加算の合計)であること。また、クラウン・ブリッジ維持管理料を算定する旨を地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。

(2) 過去1年間に歯科訪問診療1又は歯科訪問診療2の算定回数と連携する在宅療養支援歯科診療所に歯科訪問診療を依頼した算定回数が併せて5回以上であること。

(3) 過去1年間に診療情報提供料又は診療情報連携共有料の算定回数があわせて5回以上であること。

(中略)

(8)(4)に掲げる歯科医師が、以下の項目のうち、3つ以上に該当すること。

ア 過去1年間に、居宅療養管理指導を提供した実績があること。

イ 地域ケア会議に年1回以上出席していること。

ウ 介護認定審査会の委員の経験を有すること。

エ 在宅医療に関するサービス担当者会議や病院・介護保険施設等で実施される多職種連携に係る会議等に年1回以上出席していること。

オ 過去1年間に、栄養サポートチーム等連携加算の算定があること。

カ 在宅医療・介護等に関する研修を受講していること。

キ 過去1年間に、退院時共同指導料、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファレンス料の算定があること。

ク 認知症対応力向上研修等、認知症に関する研修を受講していること。

ケ 自治体等が実施する事業に協力していること。

コ 学校の校医等に就任していること。

サ 過去1年間に、歯科診療特別対応加算の算定があること。

[経過措置]

平成30年3月31日にかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の届出を行っている歯科診療所については、平成32年3月31日までの間、上記の基準を満たしているものとする。

診療情報の共有に対する評価の新設

(新) 診療情報連携共有料 120点

ライフステージに応じた口腔機能管理の推進

(新) 歯科疾患管理料 小児口腔機能管理加算 100点

(新) 歯科疾患管理料 口腔機能管理加算 100点

全身的な疾患を有する患者に対する歯科医療の充実

(新) 歯科疾患管理料 総合医療管理加算 50点

(新) 歯科疾患在宅療養管理料 総合医療管理加算 50点

歯科固有の技術の評価の見直し等

(新) 歯周病患者画像活用指導料 10点

[算定要件(抜粋)]

(2) 1回につき口腔内カラー写真を2枚以上撮影した場合は、2枚目からは1枚につき10点を所定点数に加算し、5枚目までを限度に算定する。

(新) 有床義歯内面適合法 歯科技工加算1 50点

(新) 有床義歯内面適合法 歯科技工加算2 30点

【有床義歯咀嚼機能検査】[検査の追加と名称変更]

1 有床義歯咀嚼機能検査1(1回につき)

イ 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合 560点

ロ 咀嚼能力測定のみを行う場合 140点

2 有床義歯咀嚼機能検査2(1回につき)

イ 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合 550点

ロ 咬合圧測定のみを行う場合 130点

【舌圧検査】

注1 舌圧測定を行った場合は、3月に1回を限度として算定する。

注2 注1の規定にかかわらず、舌接触補助床、口蓋補綴、顎補綴又は広範囲顎骨支持型補綴を装着する患者に対して舌圧測定を行った場合は、月2回を限度として算定する。

(新) 咀嚼能力検査 140点

(新) 咬合圧検査 130点

(新) 精密触覚機能検査 460点

【口腔内装置】(名称変更)

1 口腔内装置1 1500点

2 口腔内装置2 800点

3 口腔内装置3 650点

注 顎関節治療用装置、歯ぎしりに対する口腔内装置又はその他口腔内装置を製作した場合に算定する。

【睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置】

1 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1 3000点

2 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2 2000点

【舌接触補助床(1顎につき)】

1 新たに製作した場合 2500点

2 旧義歯を用いた場合 1000点

【口腔内装置調整・修理(1口腔につき)】(名称変更)

1 口腔内装置調整

ロ 歯ぎしりに対する口腔内装置の場合 120点

(新) 口腔粘膜処置(1口腔につき) 30点

(新) 埋伏歯開窓術 2820点

(新) 口腔粘膜血管腫凝固術(一連につき) 2000点

(新) 1 レーザー機器加算1 50点

2 レーザー機器加算2 100点

3 レーザー機器加算3 200点

【ポンティック(1歯につき)】

注 レジン前装金属ポンティックを製作した場合は、部位に応じて次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 前歯部 746点、ロ 小臼歯部 200点、ハ 大臼歯部 50点

現行	改定案
【有床義歯内面適合法】 2 軟質材料を用いる場合(1顎につき) 1,400点	【有床義歯内面適合法】 2 軟質材料を用いる場合(1顎につき) 1,200点

(新) 高強度硬質レジンブリッジ(1装置につき) 2500点

在宅歯科医療の推進等

現行	改定案
【歯科訪問診療料】 1 歯科訪問診療1 866点 2 歯科訪問診療2 283点 3 歯科訪問診療3 120点	【歯科訪問診療料】 1 歯科訪問診療1 1036点 2 歯科訪問診療2 338点 3 歯科訪問診療3 175点

[算定要件(抜粋)]

(4) 1、2及び3について、歯科訪問診療の診療時間が20分未満(同一日に当該患者に対して複数回の歯科訪問診療を行った場合は、その合計した時間を診療に要した時間とする。以下同じ。)の場合は、それぞれ所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。(略)

【歯科訪問診療補助加算】

イ 在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2又はかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所

(1) 同一建物居住者以外の場合 115点

(2) 同一建物居住者の場合 50点

ロ イ以外の歯科医療機関

(1) 同一建物居住者以外の場合 90点

(2) 同一建物居住者の場合 30点

(新) 歯科訪問診療移行加算

イ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の場合 150点

ロ イ以外の場合 100点

【訪問歯科衛生指導料】

1 単一建物診療患者が1人の場合 360点

2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 328点

3 1及び2以外の場合 300点

(新) 在宅等療養患者専門的口腔衛生処置 120点

【歯科疾患在宅療養管理料】

1 在宅療養支援歯科診療所1の場合 320点

2 在宅療養支援歯科診療所2の場合 250点

3 1又は2以外の場合 190点

【在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料】

歯援診1加算 125点、歯援診2加算 100点、か強診加算 75点

(新) 栄養サポートチーム等連携加算1 80点

(新) 栄養サポートチーム等連携加算2 80点

(新) 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 450点